

令和6年2月21日（水）

津島市健康福祉部高齢介護課（足立、小川）

電話番号0567-24-1117（ダイヤルイン）

<議案名> 議案第17号 津島市介護保険条例の一部改正について

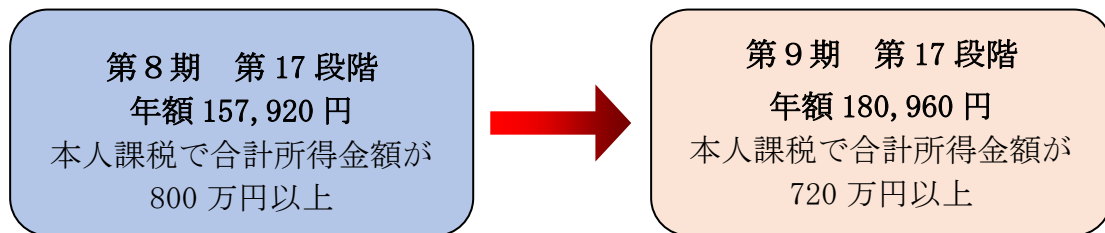
1 改正内容

津島市第9期介護保険事業計画の計画期間（令和6年度から令和8年度）における介護保険料の額を定めるもの。

(1) 介護保険料額を別表のとおり改正します。

- ・基準額は、月額5,800円（年額69,600円）と第8期保険料の基準額から200円の増額となります。

- ・第9期では、国と同様に介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、高所得層の乗率を引上げ、最高段階（第17段階）の所得区分を800万円以上から720万円以上としています。



- ・また、第8期において段階のなかの上限と下限の差が特に大きかった第15段階と第16段階について、第9期では、国の区分に沿いながらその前後の段階へ均すことで、各段階の所得区分内容の公平を図っています。

- ・低所得層については、国の見直しに合わせて第1段階を第8期の0.49から第9期では0.455へ引き下げています。また、第2段階、第3段階についても、それぞれ国が0.685、0.69となっているところを、市では0.59、0.61と国の乗率よりも低い設定としています。

(2) 第1段階から第3段階までの低所得者の保険料については、第9期においても引き続き公費を投入し、軽減を実施します。（別表所得段階「第1段階から第3段階」部分を参照）

2 改正理由

第9期介護保険事業計画の計画期間（令和6～8年度）の介護保険料額等を定め

る必要があるため、改正するものです。

3 参考事項

- (1) 施行期日 令和6年4月1日
- (2) 適用区分 令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用する。